

真夏の日差しがぎらぎらと照りつける日が続いております。皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 消費税引上げ対策
2. 教育資金の一括贈与の注意点
3. 助成金の今後
4. コラム～税務調査への備え

1. 消費税引上げ対策

参議院選挙も終わり、衆参のねじれも解消され、消費税引上げ公算が高まっています。

販売価額については、消費者向け取引で義務付けられている「総額表示制度」が緩和される方針が示され、例えば「10,290円（税込）」は、「9,800円（税抜）」と表示することができます。ただし、税抜価格表示は、消費者が表示価格を税込価格と誤認しないための措置を講ずることが前提で、場合によっては、「価格表示はすべて税抜価格であり、別途消費税がかかる」旨を店内に適切に表示するなどの対応が求められることになりそうです。

また、「消費税還元セール」という表現は認められませんが、3%消費税率の引き上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」「3%還元」は認められる方向です。

今後示される今後ガイドラインで具体的な表示例等が示される予定です。

2. 教育資金の一括贈与の注意点

直系尊属からの教育資金の一括贈与特例に関して、贈与者が死亡した場合の課税関係を明らかにしておきます。

教育資金管理契約終了前まで（受贈者が30歳になるまで）の間に贈与者が死亡した場合には、相続人等への教育資金の一括非課税贈与が相続開始前3年以内のものであっても相続財産への加算の対象とされません。

しかし、教育資金管理契約終了後（受贈者が30歳になる）は、未使用分については、「贈与者（被相続人）」から贈与があったものとみなして贈与税が課されます。そのため、受贈者が30歳に達した日以後3年以内に贈与者が亡くなった場合には、生前贈与加算の対象となります。

また、贈与者が死亡後に受贈者が30歳に達した場合は、受贈者が相続時精算課税を適用していても、教育資金の未使用分については、一般の暦年贈与として課税されることとなります。この場合に適用される税率は今回の改正で新設された直系尊属からの軽減税率が適用されることが明らかにされました。

3. 助成金の今後

政府が示した日本再興戦略では、労働政策が従来の雇用維持型から労働移動支援型に大きく転換されることが示されました。

これまでは雇用情勢の悪化に対しては、「雇用調整助成金」に代表されるような、その職場での雇用を維持することでしたが、今後は成長分野に失業なく人材を移動させることに重点が置かれます。

そのための助成金として、「労働移動支援助成金」があり、いずれは「労働移動支援助成金」が「雇用

調整助成金」を上回るような予算が組まれることが予想されます。助成金はその時の政策が色濃く反映されるものですので、今後の動きに注意が必要です。

4. コラム～税務調査への備え

税務署内の人事異動は7月に行なわれます。それから引継ぎ、調査法人の選定等を経て8月後半ごろから本格的に税務調査に動くことになるため、秋は税務調査の最も多い時期といえます。

平成23年度税制改正で税務調査の手続きが明確化され、予め調査ことしの1月からその運用が開始されています。具体的には、税務調査を行う場合には事前にその対象者に対して文章により通知を行うことになります。通知内容は「調査の開始日時・場所」「調査の目的」「調査対象税目、課税期間」「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」などです。これにより、税務調査の対策が立てやすくなりますが、何よりも、税務調査が来てもあわてることがないよう、自社の処理を確認し、特に調査官が疑問をもちそうな点についてはきちんと説明できるようにしておきましょう。

そしてもう一つ重要なのが、税務署側が増額更生のできる期間が3年から5年に延長されました。これは、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更生の請求」の期間が1年から5年に延長されたことに併せての改正ですが、これにより納税者による修正申告・更生の請求の期間と税務署側による増額更生・減額更生の期間が全て一致することになります。同時に「税務調査は過去3年分」といわれていたものが過去5年分に遡って調査を行えるようになったことに注意が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>